

長野県における工賃向上の 取組について

令和6年7月31日(水)

令和6年度工賃向上計画セミナー(Ⅰ)

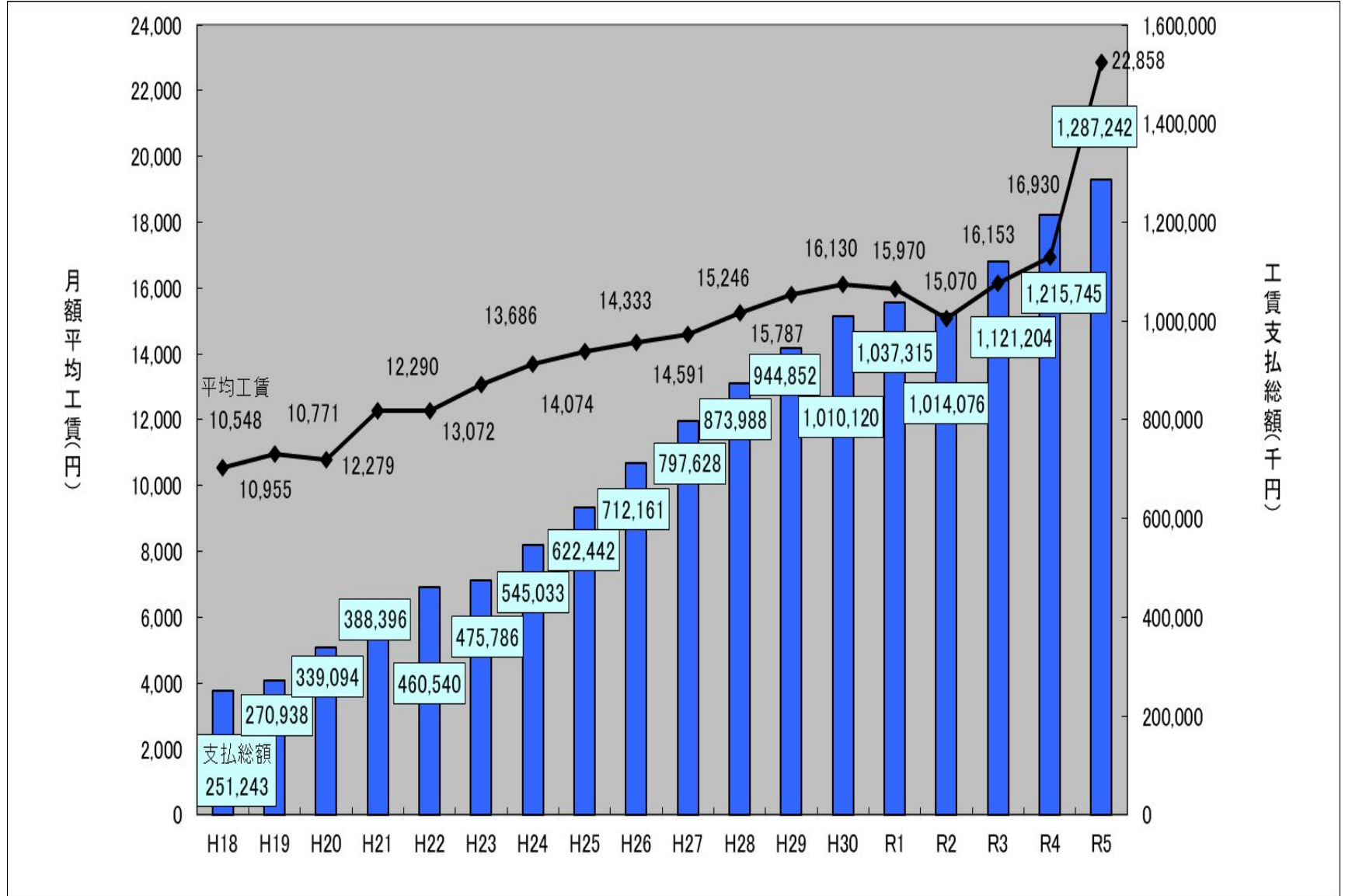
長野県健康福祉部障がい者支援課

令和5年度の平均工賃月額実績

年度	H18 (a)	R4 (b)	※R5 (c)	R4比 (c/b)	H18比 (c/a)
事業所数	92	317	321	% 101.2	% 348.9
工賃支払総額	千円 251,243	千円 1,215,745	千円 1,287,242	% 105.8	% 512.3
平均工賃月額	円 10,548	円 16,930	円 22,858	% 135.0	% 216.7
(参考)全国の 平均工賃月額	円 12,222	円 17,031	—	—	—

※令和5年度実績は、令和6年報酬改定により計算方法が変わったため、平均工賃月額が大幅に増加しており、単純比較できない。

平均工賃月額実績と工賃支払総額の推移



平均工賃月額実績の事業所分布

工賃実績区分	平成18年度		→	令和5年度	
	事業所数 (所)	事業所 割合		事業所数 (所)	事業所 割合
4万円以上	0	0.0%		25	7.8%
3万円～4万円	1	1.1%		50	15.6%
2万円～3万円	14	15.2%		99	30.8%
1万円～2万円	27	29.4%		121	37.7%
1万円未満	50	54.3%		26	8.1%
合 計	92			321	

各事業所の実績は、8月中に県HPへ掲載予定。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律の概要

1. 目的(第1条)

平成25年4月1日施行(平成24年6月20日成立)

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体(以下「障害者就労施設等」という。)の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

2. 国等の責務及び調達推進(第3条～第9条)

<国・独立行政法人等>

優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務

基本方針の策定・公表(厚生労働大臣)

調達方針の策定・公表(各省各庁の長等)

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表等

<地方公共団体・地方独立行政法人等>

障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

調達方針の策定・公表(都道府県の長等)

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表等

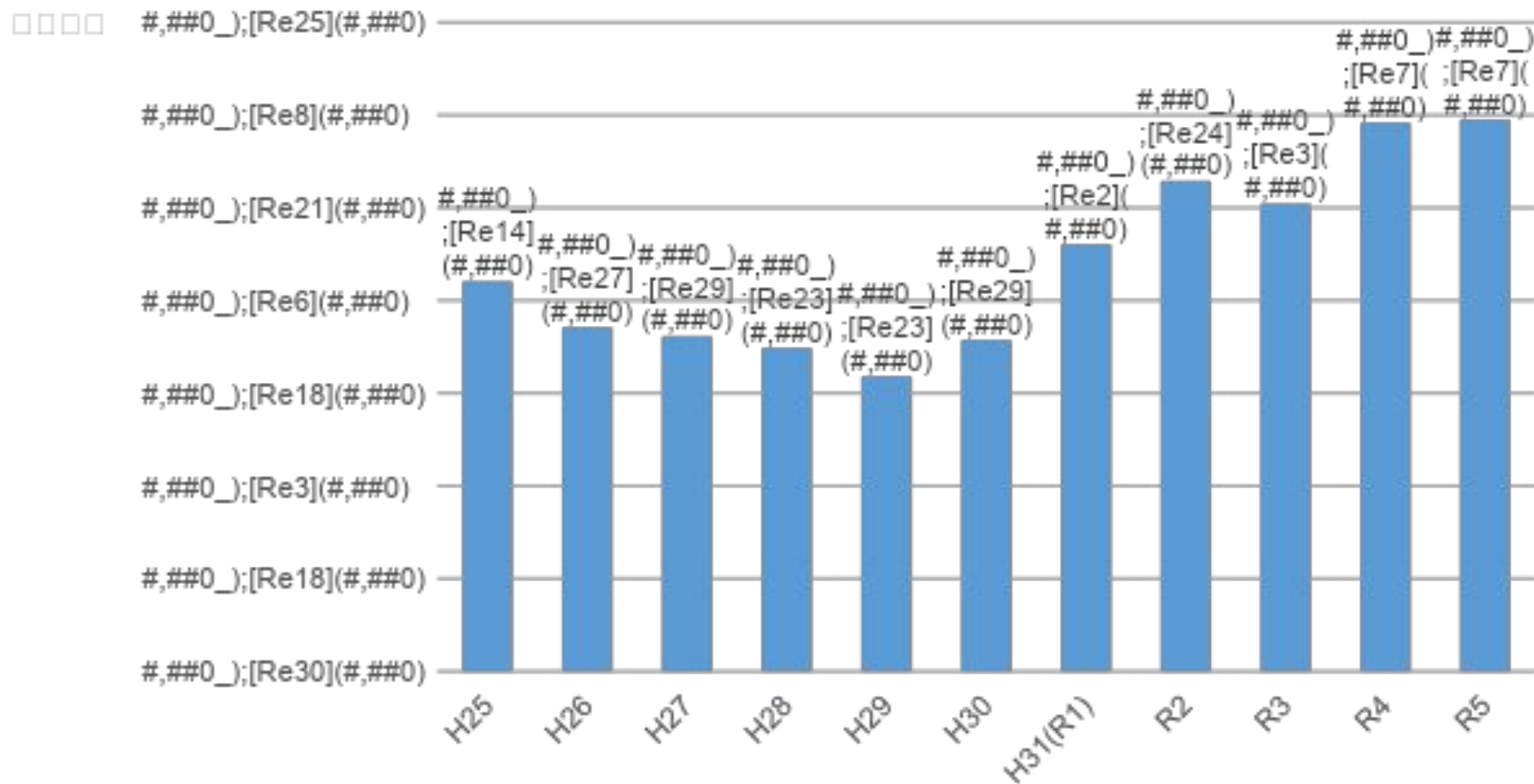
3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等(第10条)

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供(第11条)

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

長野県の調達実績の推移



令和6年度の工賃向上の取組(支援方針)

- 各事業所や民間企業を訪問して、共同受注などの就労機会の拡大、新規販路の開拓等を支援するため、地域(農福)連携促進コーディネーターを県内4地域に6名配置して、利用者の特性に応じた仕事の確保、自主製品の販路拡大を図る。
- 農福連携の取組の推進をするため、農福連携に関する専門的な技術指導をする農福連携技術指導員を1名配置。
- 工賃向上セミナーの開催や民間の専門家の派遣
- 県セルプセンター協議会との連携により、行政機関等における障がい者就労施設からの優先調達を推進。

長野県障がい者工賃向上計画2024(案)※

1 策定趣旨

○障がい者が地域で自立した生活を送るための経済的基盤づくりとして就労支援は重要。一般就労を希望する方がその能力や適性に合った仕事で一般就労できるように、また、一般就労が困難な方には、就労継続支援B型事業所等における工賃の水準が向上するようにそれぞれ支援していく必要があります。

○令和5年度の就労継続支援事業所の工賃は22,858円となり、前年度と比べて増加をしましたが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により平均工賃月額の見直しによる影響も大きいことから、正確な実態を把握した上で、更なる工賃水準の向上を図るための効果的な取組が必要です。

長野県障がい者工賃向上計画2024(案)※

2 性格と役割

「長野県障がい者プラン2024」で「重点的に取り組む施策」として示した「出番があり生きがいを感じられる生活の保障」を実現するために具体的に取り組む行動計画

3 対象期間

令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間

4 対象事業所

県内全ての就労継続支援B型事業所

※現在策定中。8月中には策定見込み。策定後には各事業所へ提供するとともに県HPで公表します。

終わりに(事業所の方へのお願い)①

- 今年度から長野県障がい者工賃向上計画2024(仮)が始まる
- 各事業所においても工賃向上計画を策定(R6~R8)



- 本日時点で約9割の事業所が計画を作成・県へ提出済み。
- 現時点で県へ未提出の事業所

→県への提出をお願いします。

・既に県に提出しているが、令和6年6月6日に県から通知した目標工賃達成加算の算定要件変更の関係で工賃向上計画の修正が必要になった事業所

→修正後、再度修正版の提出をお願いします。※

(9月末までをお願いします。)

※修正版の提出がない場合、次年度の目標工賃達成加算の算定は修正前のもので行いますのでご注意ください。

終わりに(事業所の皆様へのお願い)②

長野県では、長野県セルフセンター協議会に委託して福祉就労強化事業を実施している。

地域(農福)連携コーディネーターの配置、工賃向上セミナーの開催、民間の専門家の派遣、農福連携事業(農福連携技術指導員の配置)、共同受注窓口の強化など

事業所の皆様へのお願い

- ・福祉就労強化事業を活用していただきたい。
- ・事業に対する意見や要望を教えていただきたい。

長野県健康福祉部障がい者支援課共生社会推進係 担当 宮嶋 風太

直通電話 026-235-7105 ファクシミリ 026-234-2369

電子メール fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp